

大阪・関西万博における観光PRツール作成等業務委託

仕様書

1 事業名

大阪・関西万博における観光PRツール作成等業務委託

2 業務の目的

大阪・関西万博（以下「万博」）に出展する九州7県合同催事鹿児島県ブースの観光・PRコーナーにおいて、来場者に対して鹿児島県や各市町村の観光サイト等を案内することで、本県の観光PR及び誘客促進へつなげる。

3 委託内容

（1）観光PRツールの作成

観光サイト等を案内するための配布物等を作成する。ただし、万博会場内において配布可能であることを確認の上、提案すること。

① 要件

ア サイズについては、ポストカードからカードサイズ程度を想定し、提案すること。

イ 鹿児島県及び43市町村のPRにつながるツールであること。

ウ 鹿児島県の自然・風景、歴史・文化、食、イベント等をPRできるものとする。なお、写真素材等を使用する場合は、受託者において準備すること。

エ 鹿児島県観光サイト（<https://www.kagoshima-kankou.com>）、各市町村や観光協会等が作成する観光サイトへのリンクを、QRコード等を用いて掲載すること。なお、各市町村等との調整は、受託者において行うこと。

オ その他遷移すべきと考えるサイト等があれば、QRコード等を用いてデザインに反映した上で提案すること。

カ 標記は日本語、英語の2カ国語以上で記載すること。

キ 「南の宝箱 鹿児島」のロゴマークを使用すること。

ク 万博終了後も配布を想定していることから、万博以外の場での配布も考慮したデザインとすること。

ケ 配布物の数量の提案も行うこと。

② 納品期日

令和7年8月28日（木）

納品場所等の詳細は契約後に指示する（大阪府内を想定）

（2）観光PRツールの配架方法の提案

万博における配架方法について提案すること。ただし、配架に必要な什器等設備の作製は本委託には含まない。なお受託した際は鹿児島県ブースの展示・運営等事業業務委託の受託事業者と協議により決定する。

4 履行期限

令和7年9月30日（火）

5 成果物等

受託者が提出すべき成果物は次のとおりとする。

（１） 作成した観光PRツール

（２） 素材データ

本業務で使用したイラストや写真画像等の素材データ

※ データは入稿時の形式及びjpg形式で納品しデータを圧縮しないこと。

※ 作成にあたり使用した写真、イラスト等のデータはtif形式及びjpg形式で納品し、データを圧縮しないこと。

6 著作権・特許権等

（１） 受託者は委託者に対し、本事業の処理及び成果物が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）を侵害しないことを保障する。

（２） 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用が可能なもののみ使用する。

（３） 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。

（４） 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。

（５） 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

（６） 上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は、協議するものとする。

7 その他

（１） 事業の実施において必要な事項については、事前に委託者と十分協議すること。

（２） 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。